

税
問合先 税務課

事業主のみなさんへ
給与支払報告書の
提出及び償却資産の
申告は1月31日までに

■給与支払報告書の提出

事業主は従業員の住所地の市役所・町村役場へ給与支払報告書を提出してください。この報告書の用紙は、税務署の法定調書などに同封して、昨年11月上旬に事業主に送付していますので、総括表とあわせて、1月末までに必ず提出してください。

また、個人番号・法人番号の記載が必要になりますのでご注意ください。この報告書の提出がない場合は、従業員がそれぞれ直接役所(場)に「個人申告」をしなければなりません。

■償却資産の申告

市内に事業用の償却資産を所有している人(法人または個人)は、毎年1月末までに該当する資産を申告することになります。令和3年1月2日以降に資産の入れ替えや開業、廃業、個人から法人への資産の異動な

どがあった場合は、特にご注意ください。また、本市では固定資産税(償却資産)の实地調査を行っています。申告書の提出の際は、申告内容の今一度の点検をお願いします。

■個人住民税は特別徴収で納めましょう！

地方税法第321条の5の規定により、事業主は原則として、すべての従業員の市・府民税(個人住民税)を給与から差し引いて納入(特別徴収)することが義務づけられています。事業主のみなさんは法令に基づく適正な特別徴収の実施をお願いします。

※給与支払報告書の提出および償却資産の申告は、電子申告(ELTAX「エルタックス」<https://www.eltax.ta.go.jp/>)でも提出できますのでご利用ください。



▲エルタックス QRコード

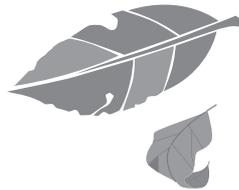
令和4年度

市・府民税(個人住民税) 主な改正点

【住宅ローン控除の特例の延長】

消費税率10%の住宅を取得した場合に住宅ローン控除の控除期間を13年とする特例期間が、令和4年12月31日まで2年間延長になりました。

また、上記に該当する場合で床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅についても、適用を受ける年分の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、住宅ローン控除の適用を受けることができるようになります。



入居した年月	平成21年1月1日～ 令和元年9月30日	令和元年10月1日～ 令和2年12月31日	令和3年1月1日～ 令和4年12月31日
控除期間	10年	13年(*1)	13年(*1)(*2)

(*1) …特例が適用されるのは、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税率が10%の場合に限ります。令和3年12月31日までに入居で、取得時の消費税率が10%ではない場合、控除期間は10年になります。

(*2) …特例が適用されるには、注文住宅は令和2年10月1日～令和3年9月30日に、分譲住宅等は令和2年12月1日～令和3年11月30日に契約する必要があります。

【セルフメディケーション税制の見直し】

対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図った上で、適用期限が5年延長されました。(令和5年度課税から適用)

税務署からのお知らせ

問合せ 泉佐野税務署 (☎462-3471)

■令和3年分所得税などの確定申告

申告会場では新型コロナウイルス感染症の感染予防策を実施するため、申告書の作成や提出に時間がかかる場合があります。申告書は国税庁ホームページで作成し、e-Tax送信していただくか、郵送による提出をご利用ください。

相談・申告会場の受付 2月16日(火)～3月15日(火) (閉庁日除く)

※相談受付は午後4時まで

■注意事項

- 申告相談には、当日署で配付する入場整理券が必要です。整理券などが予定枚数に達した場合は、早期に相談受付を終了します。
- 駐車場は大変混雑しますので、車での来場はできるだけご遠慮ください。
- 3密を避けるため、建物の外で長時間お待ちいただく場合があります。
- 新型コロナウイルス感染状況などにより、開設期間などを変更する場合があります。事前に国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) を確認してください。

■マイナポータルを活用して所得税の確定申告を簡単・便利に

令和3年1月からマイナポータルを活用して、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、所得税申告書へ自動入力することが可能となりました。令和4年1月からは「ふるさと納税」「地震保険料控除証明書」、2月上旬からは「医療費(令和3年分については、令和3年9月から12月分)」のデータが新たに取得可能となります。

ご利用に当たっては、マイナンバーカードの取得とマイナポータルの利用者登録が必要です。ぜひ、マイナンバーカードを取得し、ご利用ください。詳しくは、国税庁ホームページ「マイナポータル連携特設ページ」(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm>) をご覧ください。



■給与所得者や年金受給者のための申告会場

日時 2月2日(火)～10日(木) 午前10時～午後3時 (土・日曜日除く)

申告会場 イオンモールりんくう泉南 2階イオンホール

整理券配付場所・時間 1階セントラルコート・午前9時30分～(先着順)

※申告書の作成・相談を希望する人は「1階セントラルコート正面入口」から順に並んでください。

■注意事項

- 申告相談には入場整理券が必要です。整理券が予定枚数に達した場合は、早期に相談受付を終了します。
- 申告書などの提出のみの人は郵送での提出またはe-Taxによる送信をお願いします。
- 感染状況などにより、会場開設を中止する場合や時間など変更する場合があります。

※2月5日(土)・6日(日)に開催する申告相談会(要事前予約)は、近畿税理士会泉佐野支部が主催するもので、給与所得者や年金受給者の人だけでなく、事業所得や譲渡所得がある人や資産の贈与を受けた人も相談できますが、申告書の提出はできません。詳しくは1月17日(月)～31日(月)(平日 午前10時～午後3時)に近畿税理士会泉佐野支部事務局(☎468-8068)またはeメール: sanoshibu@poem.ocn.ne.jpまで問い合わせてください。

